

福彩支援ニュース 第26号

2019.10



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

7/17 第26回期日・原告側意見陳述

「長期評価」にもとづき
「建屋の水密化」等の
対策を講じていけば

全電源喪失と原発事故は
回避できたはず！

▼次回期日(第27回)

2019年 **10/9** (水) **14:00**開廷



★ 傍聴希望の方は13:30までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第26回期日(2019/7/17)報告

福彩支援事務局

福彩支援訴訟・第26回期日は7月17日に行われ、傍聴者は32名でした。猛暑をおしてのご支援に感謝です。傍聴席はほぼ埋め尽くされ、その中には、今後の期日で専門家証言を予定している早稲田大学人間科学学術院教授の辻内琢也先生と、辻内ゼミの学生12人の姿も見られました、平日の傍聴ではめずらしい若者の姿に、一瞬「法廷を間違えたのか？」と戸惑う参加者も。傍聴に参加した学生たちのコメントは、本号11ページ以降に掲載されています。はじめて傍聴に参加したという方も多く、率直な感想が新鮮でした。

この日の法廷では、原告側が「長期評価を前提に国が対策を命じていけば原発事故は回避可能だった」という立場から、第58～第60準備書面を、そして「原告らの避難には、原発事故と十分な相当因果関係がある」ことを、ICRP(国際放射線防護委員会)の定義する「現存被ばく状況」から立証する第61準備書面を提出し、その概要を弁護団が意見陳述しました。

2ページ以降に当日の意見陳述が掲載されていますが、8ページ以降の第61準備書面の要約は重要な内容で、ぜひお読みいただければと思います。

閉廷後の進行協議で、次回第27回期日では、被告東電がこれまでの賠償の実績を示す「弁済の抗弁」を行うとのこと。弁護側は、不動産賠償等について反論

する構えで、あわせて専門家証言と現地検証を、ひきつづき裁判所側に請求しています。

閉廷後に場所をあらため、報告集会と福彩支援年次総会が開催されました。第3次訴訟から福彩訴訟に加わっている郡山の中学校の美術教師・瀬川芳伸さんからは、さいたま市の国家公務員住宅に避難している妻と子が追い立てを受け、19年4月以降は家賃を2倍に引き上げる旨、福島県からの通告を受けているとの報告がありました(本号10ページに掲載)。

そんな中で、9月11日の内閣改造で初入閣した田中徳復興相は、福島原発事故の「自主」避難者について、「復興庁は担当の役所ではない」と言い放ちました。復興庁は自主避難を含む原発事故避難者の生活を守る「子ども・被災者支援法」を所管し、東日本大震災の被災者支援にも毎年100億円強の予算を組んでいます。この無責任な発言は許せません。復興相では、「自主避難は自己責任」「震災は東北だからまだよかった」と発言して事実上の更迭に追い込まれた今村雅弘をはじめ、とうてい「復興」に寄与しない人事が続いています。裁判を通して「避難の正当性」を強く訴えたいと思います。

9月19日には、市民からなる検察審査会が東電幹部を強制起訴した「福島原発刑事訴訟」の判決言渡しが東京地裁で行われます。こちらも注目です。

【次回以降の期日のお知らせ】

★第27回期日 → **10月9日** (水) 午後**2時** 開廷

★第28回期日 → **12月25日** (水) 午後**2時** 開廷

ぜひご参加ください。

「公正な判決を求める署名」は年内に1万筆達成を目標。

▶ 2019年9月18日時点で、**7,581筆**

原告の個別損害準備書面がすべて提出され、裁判は折り返し地点を迎えました。2019年末までに一万筆を達成し、裁判所にさらなる原告支援の意志を示したいと考えています。

ご協力をぜひお願いします。署名はこちらから。

→ <http://fukusaishien.com/archives/549/>

代理人意見陳述

2019年7月17日 福彩訴訟第26回期日

平成26年(ワ)第501号ほか 損害賠償請求事件

原告 29世帯 96名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣 慶子 外

第1 第58～59準備書面について

1 本件における結果回避可能性を巡る争点の整理

(1) 本件の結果回避可能性に関する争点は、以下の2つに整理できます。

1つ目は、「長期評価」の想定を前提にして国が技術基準適合命令を発した場合、求められる措置は「防潮堤の設置」のみか、それとも、「建屋の水密化」や「非常用電源設備の高所設置」等も求められるか(以下、「争点1」という。)、2つ目は、「長期評価」の知見により到来が想定される津波(以下、「想定津波」という)に対応した「建屋の水密化」等の措置を行っていれば、本件事故を回避できたかです(以下、「争点2」という。)

(2) 上記2つの争点のうち、争点1(結果回避措置は防潮堤のみであったか)については、以下の4つの理由から、被告国の主張に理由がないことは明らかです。

第1に、アメリカでは、本件事故の約35年前(1976年)に外部溢水に関する規制基準が策定され、ドライサイトや防潮堤と並んで「建屋の水密化」等が防護措置として定められていました。ドイツでも、本件事故の約7年前(2004年)に同様の規制指針が策定され、重要設備の高所配置や水密化等が定められていました。外部溢水から原子炉を守るための対策は防潮堤しかないという考え方は通常ではなく、水密化や高所配置も検討対象であることは、本件事故よりずっと前から、国際的に確立した知見だったことが分かります。

第2に、本件同種訴訟が係属する東京高裁で被告国がこの論点につき申請した今村文彦証人も、津波対策のハード面の代表例として、「防潮堤の設置」と並び「建屋の水密化」を挙げた上で、「防潮堤の設置」と「建

屋の水密化」は防護の対象や目的が異なること（前者は原発施設全体の防護、後者は安全上重要な設備に集中した防護）、施工に要する期間と費用に大きな差異があることなどを述べ、短期かつローコストで施工可能な「建屋の水密化」が事故対策として検討対象になる旨証言しています。

第3に、現に、本件事故の前後を通じて、原子力事業者は水密化による防護措置を検討し、実施していました（「福島地判平成29年10月10日（生業訴訟判決）」93頁以下参照）。

最後に、とりわけ平成21年には、日本原電の東海第2原発において、「長期評価」の想定を前提として、敷地への浸水防止のための「盛土」と並び、「建屋の水密化」が現に実施されていました。

以上から、防潮堤のみが検討対象であり、原告らの主張するその他の対策は後知恵であり当時の知見では検討できなかったとする被告国の主張に理由がないことには議論の余地はないと思われまので、以下、争点2について原告らのこれまでの主張を整理します。

2 想定津波と本件津波の差異を強調する国の主張は、まやかしであること

被告国は、長期評価による想定津波と本件津波とでは、①地震の規模、②敷地への遡上の経路、③敷地上の浸水深、④建屋に作用する波圧、⑤津波の滞留時間と水量などが大きく異なるとして、長期評価による想定津波を前提とした対策では本件事故を回避できなかったと主張しています。

しかし、被告国のこうした主張は的外れです。そもそも津波防護措置を検討する際考慮されるのは想定津波の規模です。地震対策を検討している場面ではないので、想定される地震の規模は関係ありません。「想定津波を前提とした防護措置で本件津波に持ちこたえられたかどうか」を判断する上で検討が必要なのは、被告国が指摘する差異のうち③浸水深と④波圧のみ、しかも、準備書面で述べた通り、④波圧は③浸水深から把握されるものなので、結局問題なのは③浸水深のみです。②遡上経路についての国の主張が失当であることは本書末尾で簡単に述べます。

したがって以下、③浸水深について述べます。

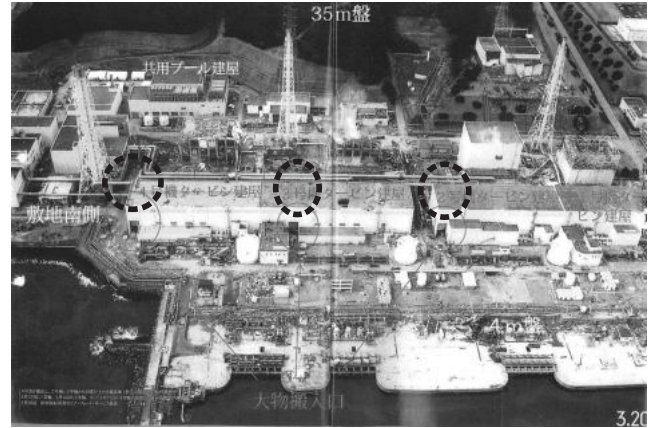
3 本件津波による浸水状況の確認

まずは出発点として、本件津波による建屋周辺の浸

水状況と、建屋内部への浸水経路を確認しておきたいと思います。

(1) 福島第一原発のタービン建屋等の立地状況

まず、福島第一原発の全体像を概観します。

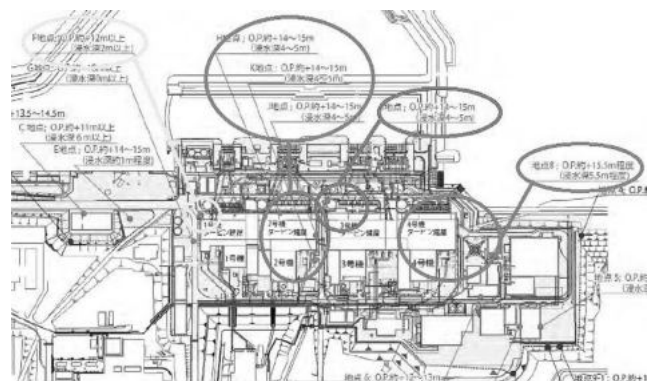


これは事故直後の平成23年3月20日、福島第一原発の東側の上空から撮影した写真です。写真中程に右側から左側に向かって1号機から4号機のタービン建屋が並んでいます。タービン建屋の手前側が海側、海水ポンプなどが設置されていたO.P. (小名浜湾平均海面) + 4m盤です。タービン建屋の奥には各号機の原子炉建屋があります。

タービン建屋内への主要な浸水経路の1つに「大物搬入口」がありましたが、黒破線で囲んだところが2～4号機の「大物搬入口」です。

(2) 本件津波の敷地上の浸水深

次に、本件津波による建屋周辺の浸水深を確認します（「東電事故調」添付資料3-7）。先ほどの写真とは上下が逆で、上が海側の、O.P. + 4m盤です。



本件津波による建屋周辺での浸水深をみると、まず、一番左の、黄色で囲んだ1号機付近(F地点)では、浸水深2m以上とされています。

その右側の青色で囲んだ2号機周囲(H,J,K地点)と、更にその右側の赤色で示した3号機の海側(I地点)は、いずれも浸水深4~5mです。

一番右側の緑色で示した4号機の周辺では、南側(地点8)で浸水深5.5mが記録されています。

このように、建屋の外部では最大で5m程度の浸水深であったことが分かります。

(3) 建屋内部への浸水経路

次に、タービン建屋内部への浸水経路を確認します。

第4.1.3-2表 福島第一原子力発電所タービン建屋の津波浸水状況(中段)概

	1号機	2号機	3号機	4号機
2階	O.P.+17.1m 浸水なし	O.P.+17.1m 浸水なし	O.P.+17.1m 浸水なし	O.P.+17.1m 浸水あり
	-	-	-	・大物搬入口
1階	O.P.+10.2m 浸水あり	O.P.+10.2m 浸水あり	O.P.+10.2m 浸水あり	O.P.+10.2m 浸水あり
	・大物搬入口 ・入退域ゲート ・機器ハッチ	・大物搬入口 ・1号機との連絡通路 ・機器ハッチ ・D/G給気ルーバ	・大物搬入口 ・入退域ゲート ・D/G給気ルーバ	・大物搬入口 ・3号機との連絡通路 ・機器ハッチ ・D/G給気ルーバ ・ブロック開口
地下1階	O.P.+1.9m 浸水あり	O.P.+1.9m 浸水あり	O.P.+1.9m 浸水あり	O.P.+1.9m 浸水あり
	水没、高線量のため 浸水経路調査不可	水没、高線量のため 浸水経路調査不可	水没、高線量のため 浸水経路調査不可	水没、高線量のため 浸水経路調査不可

1号機から4号機のいずれも、1階と地下1階は浸水し、4号機だけは2階も浸水したことが分かります。

1階の欄には、それぞれ浸水経路が列挙されていますが、いずれのタービン建屋においても「大物搬入口」が浸水経路となっており、これが主要な浸水経路であったことは争いありません。

ア 大物搬入口の構造

次に、主な浸水経路の外観を見て行きます。まず、「大物搬入口」です。これは5号機のタービン建屋のもですが、1号機から4号機も同様の構造と考えられます。1枚目の写真が建物の内側から、2枚目の写真は建物の外側から撮影されています。大きなシャッター



構造となっています。

なお、本件津波が襲来した時、1号機から3号機までの大物搬入口は閉まっていたようですが、4号機は定期検査中のため開放されていました。

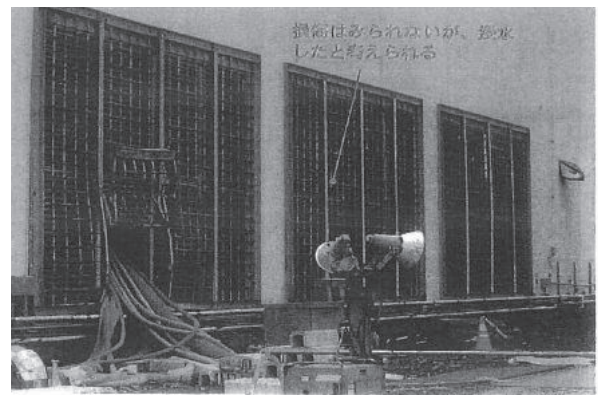
イ 入退域ゲートの構造

次は、入退域ゲートです。入退域ゲートは、人の出入り用の開口部です。写真は、5号機のもですが、1号機から4号機の入退域ゲートも同様の構造と考えられます

ウ 給気ルーバの構造



次は、給気ルーバです。給気ルーバは、非常用ディーゼル発電機のための換気設備です。



第4.1.2-11図 建屋地上開口の状況
3号機タービン建屋北側 ルーバ開口 平成23年5月31日撮影

(4) タービン建屋周囲の浸水深と内部への浸水の対比

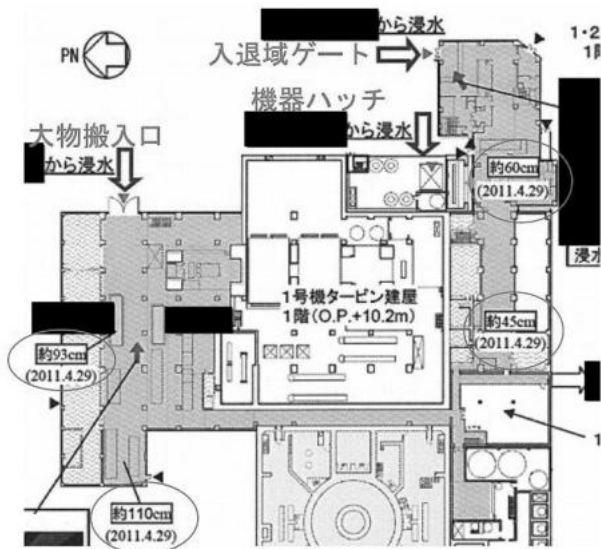
ここからは、1号機から4号機の各タービン建屋内部での浸水状況、つまり浸水経路と各建屋の1階内部の浸水深について、さきほど確認した各建屋の外部での浸水深と比較しながら、確認していきます。

ア まずは1号機です。

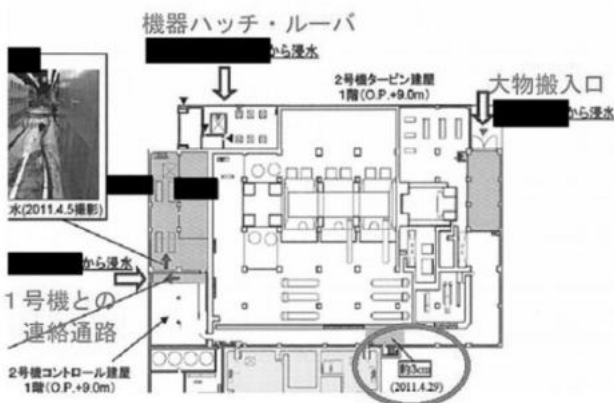
先ほども確認しましたが、1号機の外部の浸水深は2m以上となっていました。

他方、タービン建屋の内部を見ると、左上の「大物搬入口」からの浸水は、図の左側のピンク色の機器の辺りで浸水深約93cm、その前方の突き当たり付近で約

110cmです。右上の「入退域ゲート」からの浸水は、入って直ぐの辺りで約60cm、奥まで進むと約45cmです。なお、白い部分は浸水しなかったことを表しており、中央の広い部屋への浸水はありませんでした。



イ 次は2号機のタービン建屋です。

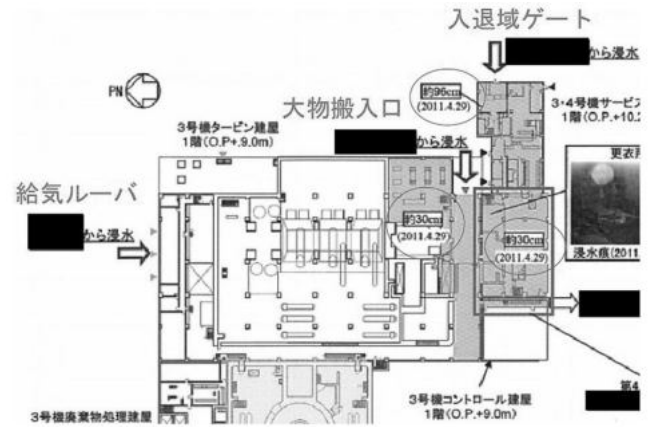


先ほど見た通り、2号機建屋の外部での浸水深は、4～5mでした。

タービン建屋の内部では、右上の「大物搬入口」からの浸水部分は、浸水深が不明であり、左側の「1号機との連絡通路」からの浸水部分も、浸水深が記載されていませんが、こちらについては先ほど1号機の入退域ゲートからの浸水深が約45～60cmであることを確認しましたが、そことつながっているのです、同程度だったと考えられます。そして、図面下の通路部分に浸水深約3cmの記載があります。

全体としてみると、浸水しなかったことを示す白い部分が多く、1階で浸水したのはごく一部に限られています。

ウ 次は3号機です。



3号機の外部周辺での浸水深は、最初にご説明した通り4～5mでしたが、建屋内部をみると、大物搬入口からの浸水深は約30cmに止まっています。入退域ゲートからの浸水も、入って直ぐの辺りは約96cmとなっていますが、その奥は約30cmに止まっています。

なお、これまで確認してきた1号機から3号機までのタービン建屋の内部には、漂流物が入り込みませんでした。

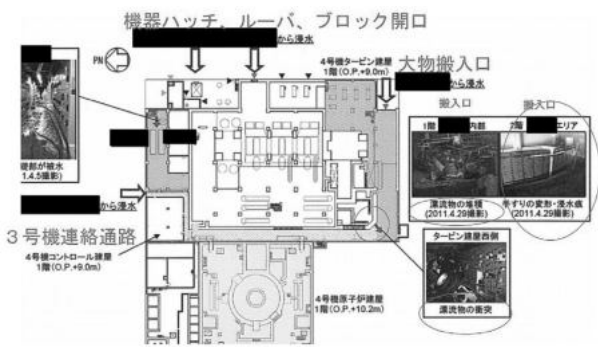
エ 最後に4号機です。

4号機は、本件事故のとき定期検査中で、図面右上にある大物搬入口が開放されており、そこから津波が真面に流入しました。

この意見陳述の6ページ、1号機から4号機の浸水経路等の表をご覧いただければ、4号機の2階の床の高さがO. P. +17. 1mであることがわかります。O. P. +17. 1mということは、地盤面がO. P. +10mですから、地盤面から2階の床までは7. 1mあることとなります。下の図の右側にある写真をご覧ください、2階搬入口エリアの写真に、手すりの変形や浸水痕が示されていますので、要するに、大物搬入口から流入した津波は、地盤面から高さ7. 1mの2階まで駆け上がり、手すりを変形させるほどであったことが分かります。ちなみに、4号機のタービン建屋外部の浸水深は、約5. 5mでしたので、津波の遡上効果により、建物の外部でよりもさらに高く駆け上がったこととなります。

1号機から3号機までと違い、大物搬入口が解放されていたため、建屋内部に大量の漂流物がたい積しました。

なお、2階まで津波が駆け上がっている一方で、中心



部の部屋を含め、かなりの領域が浸水していません。

(5) 結論

以上、各号機ごとに浸水経路や浸水状況を確認しましたが、ここから言えることは、①建屋の外壁は本件津波に耐えたこと、したがって、開口部が防水構造になっていれば、本件津波に耐えられたと考えられること、②建屋内部の間仕切り壁がかなりの防護機能を果たしたこと、③建屋の外部と内部の浸水深の違いを見ると、主要な浸水経路となった「大物搬入口」と「入退域ゲート」は、本件当時、津波対策が全く講じられていなかったにも関わらず、一定の防護機能を果たしていたこと、したがって、津波対策が講じられたもので

あったならば、さらに一層の防護機能が期待できたと考えられること、などです。

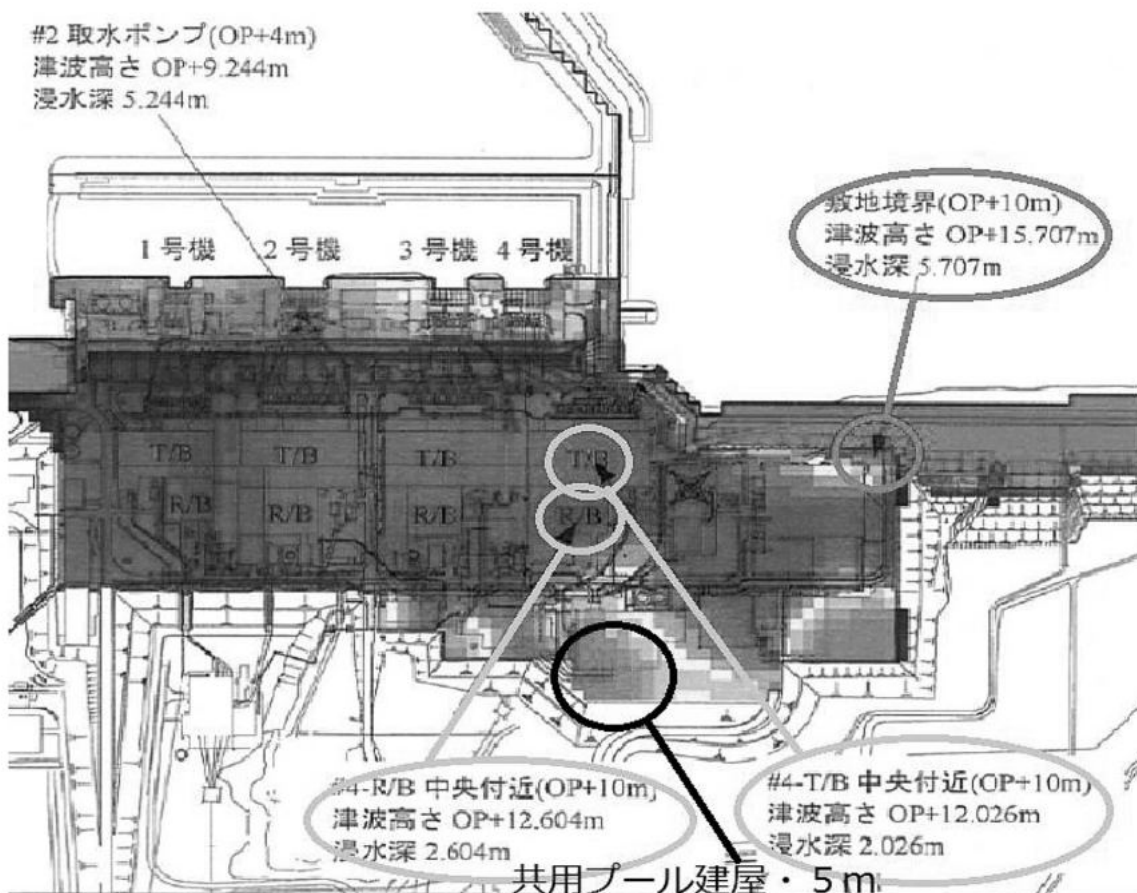
4 想定津波を基準にして防護措置を講じていれば結果回避が可能であったこと

(1) 想定津波による浸水深

ここからは、長期評価による想定津波を基準として津波対策が講じていた場合、どのような対策が講じられ、それにより本件事故が回避できたかについて説明します。

まず、「長期評価」の想定に基づいた津波推計、いわゆる2008年推計をご覧ください。

これによれば、青く囲んだ敷地南側で浸水深5.707m、ピンク色で囲んだ4号機原子炉建屋付近で2.604m、同タービン建屋付近で2.026mとなっています。黒で囲んだ共用プール建屋（運用補助共用施設）付近では約5mの浸水深となっています。また、この2008年推計は、被告も指摘する通り地上構造物がない更地状態を前提とした推計になっています。したがって、各号機のタービン建屋と原子炉建屋



の存在を反映させて推計を行えば、敷地南側から遡上した津波は、各建屋の外壁等の障害物によって堰(せ)き止められ、水が逆流しさらに遡上するといった津波の遡上効果で、浸水深が上記の数値より更に増幅されることは容易に推測できます。

(2) 「安全性を損なうおそれがない」との技術基準の要求を満たすためには安全上の余裕が求められること

そもそも原子炉等規制法や電気事業法は、原子炉に高度の安全性を求めています。これを受け、技術基準省令62条4項も、原子炉施設が「想定される・・・津波・・・により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」、防護措置を講じなければならないと定めています。すなわち、万が一にも深刻な事故を起こさないために、想定される津波に対して、「安全性を損なうおそれがない」、と言える程度の高度な安全性が求められていると言えます。

そのために工学上重要なのは、「安全上の余裕」です。地震動に対する安全裕度については、実際に、「顕在的裕度として最低でも約3倍の余裕がある」(「原子力施設の耐震設計に内在する裕度について」17頁) こととされており、津波は地震随伴事象ですから、津波対策を地震対策と別異に取り扱う理由はありません。

(3) 想定津波を前提として講じられなければならなかった津波対策

ア 2008年推計を前提に、安全上の余裕を考慮するといかなる対策がとれたか、今村証人は東京高裁で以下のとおり証言をしています。

安全サイドに考えると、共用プールで5メートル、4号機原子炉建屋で2.6メートルということを前提とすると、5メートルの浸水深を前提として建屋の水密化をしておくべきなんではないかというふうに考えられますけど、いかがですか。

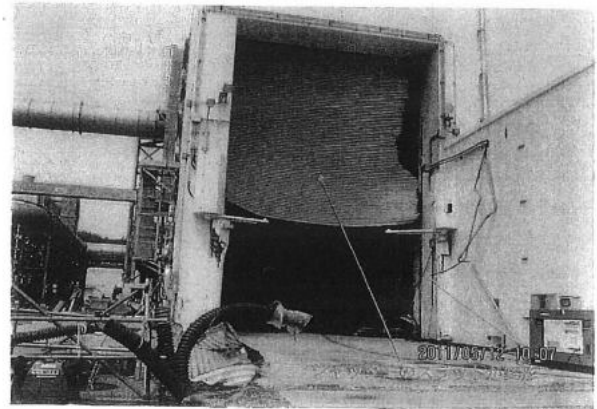
もし、この解析がきちんと設計津波として認められているならば、こういう情報を使って水密化を図るということは妥当だと思います。

最大の浸水深を示しているところを基準に安全性を考えていくということは、工学的には相当な考え方ということいいですか。

はい、そのとおりです。(今村調書通頁40頁)

この証言からも長期評価による想定津波を前提とした場合、最低でも5mの浸水深に耐えうる津波対策が講じられなければならなかったと言えます。より具体的には、想定津波を阻止できる高さの防潮堤の設置に先立ち、又はそれと共に、第1に、建屋の開口部(「大物搬入口」「入退域ゲート」「給気ルーバ」「機器ハッチ」)に5mの浸水深に耐えられる水密化を講じ、第2に、タービン建屋の内部において非常用電源設備が配置されているエリアの水密化を講じ(なお、建屋内部の間仕切り壁にかなりの浸水防護機能が認められたことは、先述のとおりである。)、第3に、万全を期すために、これらと併せて非常用電源設備の高所設置が行われることが検討されるべきであったと言えます。

イ なお、参考までに、本件事故当時の大物搬入口と、想定津波を前提に設置されていなければならなかった水密扉の外観等を念のため確認しておきます。まず、本件津波によって破損された4号機の大物搬入口です。



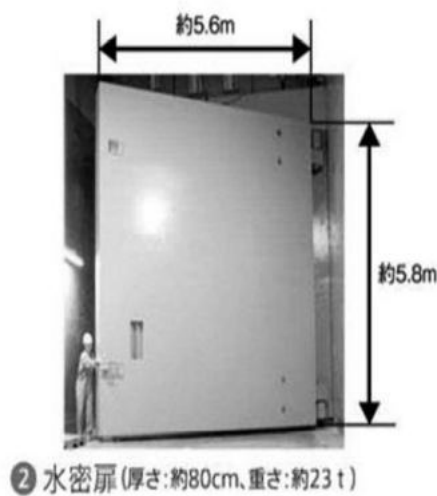
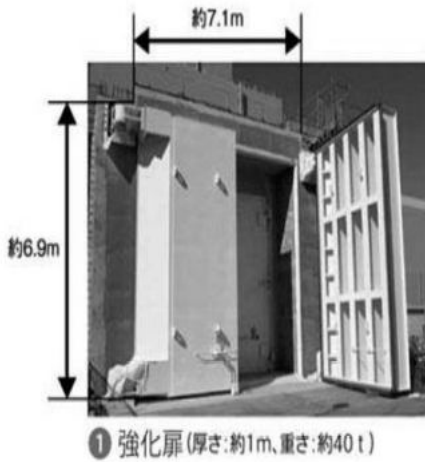
第4.1.2-13図 建屋地上開口の状況
(4号機タービン建屋東側 大物搬入口 平成23年5月12日撮影)

他方、こうしたシャッター構造の扉を撤去して設置されるべきであった「水密性のある扉」は、次のような構造のものです。

(4) 想定津波を前提とする津波対策により本件事故を回避できたこと

ア 結論

以上述べた「建屋の水密化」等の防護措置が講じられていれば、本件津波から福島第一原発を守り、全電源喪失を回避できたと考えられることは、各号機ご



との本件津波の浸水経路を確認した図を思い出して頂ければ容易に理解して頂けると思います。

イ 流況について

最後に、被告国から、本件津波と想定津波は遡上経路が違うから、想定津波を前提として講じられた防護策では本件津波に対して持ちこたえられなかった旨の指摘があるので、手短かに反論しておきます。

遡上経路について、長期評価による想定津波では敷地南側からのみ遡上するのに対し、本件津波は敷地東側からも遡上したという違いが、たしかにあります。

しかし、本件津波に関する以下の図をご覧ください。これは被告東電が本件津波を解析した結果ですが、これによれば、1～3号機周辺で最大の浸水深となった時点において、下記で水色で囲んだとおり、タービン建屋の東側における海水の流れは、南から北の方向が支配的であり、東側側面からの津波の遡上の影響を最も受けたと思われる1号機周辺でも、東側から遡上した津波の影響が限定的だった(東側側面から遡上した

水は、建屋内部への開口部(大物搬入口等)が存在しない建屋裏側に流れており、建物内部への浸水にほぼ影響していない)ことが示されています(「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告(その2) 4-9頁の図(7)。

したがって、本件津波の流水経路を踏まえると、想定津波を前提とした水密化等の対策をしていたとしても、本件で東側側面から遡上した海水によって突破されていた、と考えられるようなものではなかったと言えます。

以上述べてきた通り、長期評価の知見により建屋の水密化等の津波防護対策を講じていれば、本件事故の結果を回避できなかったという被告国の主張はあやまりです。

第2 第61準備書面について

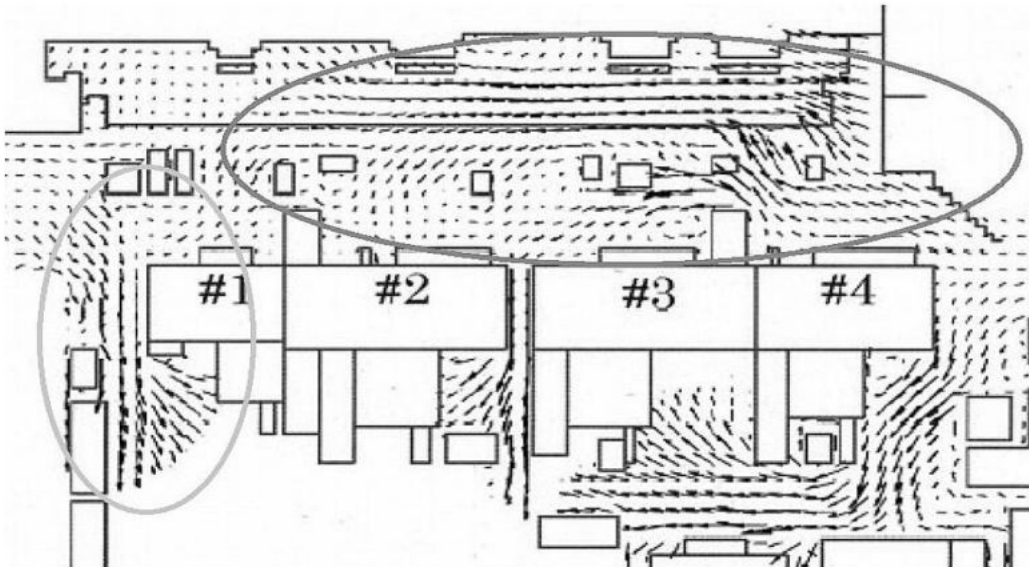
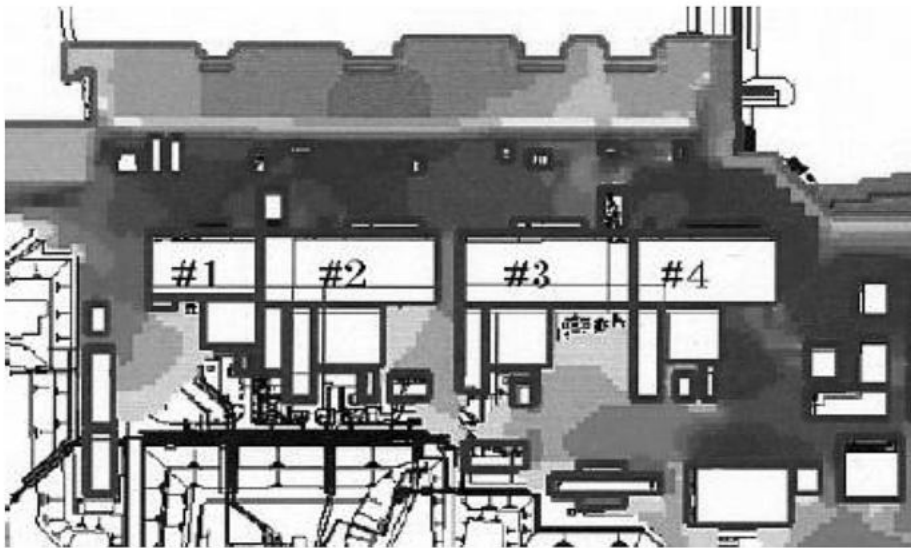
1 これまで原告らは、区域外避難や避難指示が解除された地域からの避難についても、原発事故と十分な相当因果関係がある旨主張してきました。第61準備書面では、こうした地域からの避難が、自らの意思で避難することを決めた避難ではなく、原則避難しなければならない「現存被ばく状況」にある地域からの避難であり、避難指示を受けた地域からの避難と同様強制避難である以上、賠償額も同等であるべきことを、ICRP2007年勧告と、それを説明したICRP111報告に基づき主張しています。

2 現存被ばく状況という概念は、国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告の中で定義された概念であり、1 mSvよりも高いが20 mSvを超えない域のことを言います。同勧告によれば、同地域は「放射能汚染地域」であり、原則「避難しなければならない地域」です。

日本の放射線防護の法令の体系は、ICRPにより出された各勧告等により体系づけられており、これらの勧告は、日本における放射線防護の法体系の基本となっています。

2007年勧告に定義された現存被ばく状況という放射能汚染地域について、ICRP111報告では、現存被ばく状況にある地域の住民は、原則避難しなければ

0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 6.0 7.0 8.0 9.0 10.0 (m)



らず、どうしても住みたいと考える場合、国に対し住みたいという申請を行い、国がその住民に住むことを許可して初めて、居住できる地域であると説明されています。

ICRPの防護体系が日本の放射線防護体系の基本にあることは、すでに述べた通りです。そうであれば、放射線が1mSVより高い地域である「現存被ばく状況」にある地域では、住みたいと国に申請し許可された住民以外は居住できず、避難しなければならないのは日本の場合も変わりません。従って、この地域に居住していた住民は原則避難しなければならないが、必要がない避難を自分の意思で決めたものではありません。被告東電は、現存被ばく状況にある地域では、現在多

くの住民が住んでいるのに、少数の者が勝手に避難し、避難し続けているかのごとく主張しています。しかしむしろ被告らは、上記勧告を基準とすれば、現存被ばく状況にある地域の住民に対し、本来避難しなければならないがそれでも居住し続けたいと思うか意思決定をするのに必要な情報(放射線防護に関する国際的な知見や放射線量)を説明する義務があります。被告らの対応が不十分であったため避難できなかった住民が多数存在するとしても、本来避難すべき地域から避難した原告らの避難が相当であることには何ら変わりはありません。したがって被告東電の主張は失当です。

以上

福彩支援2019年度総会から

第25回期日終了後に、福彩支援2019年度総会が開かれ、以下の活動方針(昨年度方針を継続)を確認し、決算報告(前号掲載)や役員人事などが承認されました。

【2019年度・福彩支援活動方針】

- 1) 原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- 2) 裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
- 3) 原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
- 4) 裁判の傍聴と報告集会に参加します。
毎回の法廷をいっぱい!!
- 5) 会員を拡大しカンパを募ります。

原告数は29世帯96名。「福彩支援」会員数は215名です。毎春2~3月にかけて、福彩支援の活動と支援を呼びかける映画上映会やシンポジウムを行っており、来春もシンポジウムの開催を予定しています。

福島県、避難者を追い立て！ 国家公務員住宅の家賃を 2倍に。

第3次訴訟から

福島原発さいたま訴訟に参加した
中学校教師・瀬川芳伸さん



わたしは郡山に住んでいます。妻子は浦和の国家公務員住宅に住んでいるんですけど、福島県のほうはまだ全然落ち着いていないはずなんですけれど、災害救助法とかが、いつの間にかなくなってしまって、セーフティネットという怪しげな契約がありまして、それだと2年間住めるというかたちのもので、条文がちょっと理解できないほど不思議な内容で、「もし、古い国家公務員住宅が崩れたりして付近の住民に傷害があった場合、全部こちらの方が責任をとる」みたいな、文言があったので、ハンコを押せないや、こりゃ無理だって思っていたら、県議会のほうで「出てけっ」という裁判を起こすということで、仕方なくハンコを押すかたちになりました。

それから2年経って今年の3月の末です。約束したんだから契約どおり2年で出て行けっというんですね。福島県の役人と話すんだけど、福島県は現在安全になったのか、いろいろわたしが言います。県の役人はわたしを説得させることはできません。逆にわたしの方が、これおかしいよ、これおかしいよ、と言うと、向こうの方は反論できない。甲状腺ガンの話なんかも、いまウヤマヤにされている状況なんです。放射性物質が大量に積もって、中間貯蔵施設ができて、最終処分場ができるという話でしたが、中間貯蔵施設はいいかげんなものだし、最終処分場もありません。中間貯蔵施設に運ぶはずの汚染土を、高速道路とか公園の土台につかっちゃおうとか、っていう話です。そんなこんなで、戻れないだろうといっても、県の役人は、「国家公務員住宅の使用期限については、2年前の約束だろう」とそれだけを言います。

2年前は「子ども・被災者支援法」というのがあって、復興庁がわたしたちの面倒を見ていたんですが、これからは福島県が面倒をみます、安心してください、という約束があったはずなんです。その約束はどうしたのって聞いてもうやむやにされてしまいます。契約というのはお互いに納得してハンコをつくものだと思いますが、わたしの場合は脅されてしょうがないのでハンコをつけているわけで、はたしてそれが契約といえるのかなどと言っていると、「わがままを言うな、バカヤロー」と世間から叩かれる立場になるのかな。そうやって子どもたちに石をぶつけられても困るなど。

でも、避難した浦和で家を持とうとすれば、2~3年前なら買えたかなって土地がいまでは一千万円以上。そういう現状のなかで今、出てけ出てけと言われて、4月にすぐに出てけと言われるのかと思って、供託金を積んでなんとか頑張ろうかと思っていたら、7月になってやっと、家賃2倍の請求書がやってきました。4月から今にかけて、福島県からのアプローチは何にもない。この無風状態が気持ちが変わるんですけど、まあ「選挙かな」と。選挙が終わったら何かドタバタと来るのかなと不安です。わたしたちが「わがまま」で残っているのではないということを訴えたいんですが、なにしろ長い時間が経って、経済的にもゆとりがなくなりつつある。「どうしていこうか」というのが日々悩みの種です。

専門家証言を予定の 早稲田大学・辻内先生、 ゼミ生とともに裁判を傍聴



辻内琢也先生

(早稲田大学人間科学学術院教授、早稲田大学災害復興医療人類学研究所 所長、医学博士)

早稲田大学人間科学学術院の辻内と申します。福島の被災者が騎西高校に集まっていた時から避難者の皆さんと関わり、震災ネットワーク埼玉のメンバーとしても支援に携わらせていただいております。毎年、多くの被災者の皆さんにアンケート調査に答えていただきました。そのアンケート調査をもとにいま現在、福彩訴訟弁護団より依頼されて、専門家証人としての意見書の執筆を頑張っております。ゼミの学生も、データの分析等で執筆を支えています。

今日来ているゼミの学生は、入って1年めとか2年めとか、まだまだ原発の問題について知らないことが多いのですが、学生のうちに社会の実態を知って、そして社会を変えていく人材になってほしいなと思って、ゼミで原発事故や避難者の問題を扱っています。いろいろとたいへんなことも、ぜひ教えてください。それをもとに執筆したいと思います。よろしくお願いたします。

辻内ゼミの学生から

1) 中国からの留学生です。はじめて裁判を傍聴しました。日本語はそんなにできないので、あんまり聞き取れないんですね。感想としては、福彩支援会のみなさんは、ほとんどがご高齢の方ですね(会場爆笑)。若者たちは無関心なのですか。

— (会場からの声) ウィークデーの傍聴に若い現役の方が参加するのは、なかなか難しいと思いますが、香港のデモを見ていると、若い方がたくさん参加されていて、うらやましい。

2) 福島からの避難者の方のお話を伺うのは初めてですが、テレビや新聞で報道されるのとは違って、生の声ってすごく説得力があって、上辺だけじゃなく、ほんとになんとかしなきゃいけない問題だなと感じたので、原発事故については勉強の途中なんですけれど、なにか力になれることがあればと思います。

3) 今回来たメンバーは、裁判が初めてという人が多いんですけど、やっぱりメディアではテレビを通して知ることが多いので、生の声というのが聴けて、なおかつこういう原発問題とかに携わるゼミに入らせてもらって、もっと若者に知識を与えていければいいなと思っています。

4) ゼミに入ってまだ3ヶ月しか経ってなくて、原発のこととか、まだ知識はないんですけど、裁判を傍聴するのもはじめてで本当にわかんないことだらけだったんですけど、被災者の生の声を聞いて、勉強になりました。

5) 僕も今回初めて裁判を傍聴しましたが、普段見ているドラマとかとは違うなと(会場爆笑)。正直、30分くらいで終わると思ってもいなかったし、そういう地道な活動がつながって何かを動かしていくんだなっていうことを強く感じたので、これからもお手伝いできることがあれば、ぜひ自分も携わりたいなと思いました。ありがとうございました。

6) 僕も裁判の傍聴をするのは人生で初めてで、傍聴席ですけど多少の緊張はありました。感じたのは「正義」が社会では通りにくい、ということ。高校時代は目の前の部活とか受験勉強とかに夢中で、ぜんぜんそういうことに目を向けなかったんですけど、大学入って、こういうゼミに入って、ある意味、ちょっと悲しい気分にもなったかなって(笑)。

「正義」が通らない、けっきょく強い者の言い分がまかり通りがちなんだなあってすごく感じたので。でもそんな社会を変えていかなきゃいけない。僕たちみたいな若者が、中高年に頼るんじゃなくて、積極的に

考えていかないと、このまま日本は墮落していくんじゃないかと。僕ひとりの力ではできないけれど、みんなで協力してゼミとしてやっていきたいなと強く感じました。

7) 福島県福島市の出身で、実家に帰っても、原発事故からだいぶ時間が経っていることもあって、事故当時の記憶を忘れかけていたんですけど、今日裁判を傍聴させていただいて、いまだに原発事故で争っている方々がいらっしゃること、そして原発事故は終わっていないんだよということをあらためて実感いたしました。そういったことを受け止めて、これからも生きていきたいとおもいます。

8) 僕もはじめての裁判傍聴で、講義とかで聞くよりも、実際に生の声をきくと緊迫感がありました。間違ったことは言っていないけれど、単純に解決できないというところに苛立ちを感じていて、これからも自分が携われることがあればいろいろと関わっていきたいと思います。

9) 本日裁判傍聴と報告集会に参加させていただいて、普段のゼミや論文だけではわからないことを、準備書面や実際の活動について学んだことで、社会ではなかなかスポットが当たらないようなことを学んだので、少しずつでも若者に伝えていけたらな、と感じました。

10) 今回、実際に裁判や報告集会に参加して、こうやって闘っている方がいるということ、間近で見ることができてよかった。とても勉強になりました。まだ勉強不足ですが、これから学んで、それを生かして何らかの形で力になればと。それから周りにこう

いったことを広めることができたらな、と思いました。

11) 昨年7月の福島県でのシンポジウムに参加したり、今日のはじめて裁判の傍聴に参加させていただいて、いままで中学や高校時代の自分は原発問題を外から見ていた自分が、はじめて当事者の一人になれたのかなと。実際体験したこと、自分が当事者としてこの事件に関わっているという経験を、自分が後輩や、社会に出た時に同僚に伝えられるようになりたいなと思いました。

12) 福島県郡山市の出身です。あらためて生で国や東電と闘う皆さまを拝見して、この事件を風化させてはいけなくて強く思いました。そして、今まで当たり前だった「国が助けてくれる」という考えから抜け出して、ちがったコミュニティに自分自身飛び込んで、いろんな価値観や知識を吸収することができています。皆さま、ぜひお身体に気をつけて(会場爆笑)。

辻内琢也先生より、まとめのコメント

学生たちにはとても勉強になったと思います。これからも原発事故の問題、それから震災の被害の問題を、ぜひ考えてやっていきます。たった2年間のゼミではありますが、その間に少しでも、この社会の問題を感じていく時間が作れたらな、と思っていますので、今後ともご指導よろしくお祈りします。



☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキュウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ **ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>**

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582